

令和4年7月1日現在

1. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込時年齢が満 20 歳以上で、安定継続した収入のある方 (パート等の非正規社員も可)</li> <li>・ 当金庫所定の条件を満たし、保証会社の保証を得られる方</li> <li>・ 当金庫の会員又は当金庫の会員となれる方</li> </ul>
2. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込人本人が居住 (居住予定を含む) し申込人もしくはその家族 (配偶者、直系尊属 (配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟) が所有している自宅、またはその家族が居住 (居住予定を含む) し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム (増改築・修繕) 資金およびそれに伴う諸費用 ※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可 (ただし、①と合わせた申込みで 100 万円まで) ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とします ※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外 ※上記①は申込日時時点で支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金も可</li> <li>② 申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン (無担保) の借換え資金 (借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</li> <li>③ 申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの (借換え直前 3 ヶ月の約定返済で、3 営業日以上 の履行遅滞が 1 度もないものに限る) の借換え資金 (借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</li> </ul> </li> <li>・ 申込人またはその親族が所有する建物にかかる次の資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 空き家解体費用およびそれに伴う諸費用 ※事業専用で使用していた建物は対象外</li> <li>② ①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン (無担保) の借換え資金 (借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</li> </ul> </li> </ul>
3. ご融資金額	2,000 万円以内 (1 万円単位) ※空き家解体費用等は 500 万円以内
4. ご融資期間	3 ヶ月以上 25 年以内 ※空き家解体保証期間は 20 年以内
5. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫所定の利率によります。(金利については窓口にてお問い合わせください。) ※保証料は融資利率に含まれます。</li> <li>・ 融資実行時に当初 3 年間・5 年間・10 年間の利率を確定いたします。</li> <li>・ その後は「固定金利」「変動金利」のいずれかをお申出により選択いただけます。なお、固定金利適用期間終了後、特にお申出がない場合には自動的に「変動金利」となります。</li> <li>・ 当金庫基準条件に該当する方には、優遇金利を適用いたします。</li> </ul>
6. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月元金均等割賦返済又は元利均等割賦返済 ※元金返済据置期間は 6 ヶ月以内 ※融資金額の 50% 以内につき 6 ヶ月ごとの増額 (ボーナス) 返済併用も可</li> <li>・ 店頭及び当金庫ホームページ「ローンシミュレーション」で返済額の概算について試算いたします。</li> </ul>
7. 担保・保証人	必要ありません。しんきん保証基金の保証をご利用いただきます。 但し、しんきん保証基金より保証条件となった場合には必要となります。
8. 連帯債務	お客様の希望があれば、連帯債務での取扱いとすることができます。

<p>9. ご来店時必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人確認書類 <span style="float: right;">運転免許証</span>        ※取得していない場合は、次のいずれかをご用意ください。        個人番号カード・顔写真付住民基本台帳カード・パスポート        運転経歴証明書（上記書類がない場合はご相談ください。）</li> <li>・年収を確認できるもの <span style="float: right;">源泉徴収票・所得証明書等</span>        ※但し、申込金額 100 万円以下は不要</li> <li>・お使いみちを確認できるもの <span style="float: right;">見積書・注文書・請求書等</span></li> <li>・お使いみちごとに定める対象物件の全部事項証明書        （申込日時点で発行日から 3 ヶ月以内のもの）</li> <li>・住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳</li> <li>・不動産の購入資金の場合は、売買契約書</li> <li>・支払済資金の場合は、領収書、通帳等</li> </ul>
<p>10. ご利用いただけない お支払いみち</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払先が申込人またはその配偶者・親（配偶者の親を含む）・子が営む法人・自営業</li> <li>・支払先が、申込人の配偶者、親（配偶者の親を含む）、子</li> </ul>
<p>11. ご融資金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事契約先等に振込とさせていただきます。</li> </ul>
<p>12. 団体信用生命保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご希望により団体信用生命保険に加入することができます。尚、ご融資金額が 1,000 万円超の場合は原則団信を付保することが条件となります。        （保険料は当金庫が負担いたします。）</li> </ul>
<p>13. 就業不能保障保険・ 3 大疾病特約保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体信用生命保険に就業不能保障保険および 3 大疾病保障特約を追加することができます。（連帯債務の場合は、いずれか 1 名のみ追加可能となります。）就業不能保障保険・3 大疾病保障特約にご加入の場合は、ご融資利率に 0.25% プラスさせていただきます。（3 大疾病保障特約のみご加入の場合は年 0.20% プラスとなります。）</li> <li>・ご加入にあたっては、条件がございます。詳しくは得意先担当または店頭窓口へお問合せください。</li> </ul>
<p>14. 夫婦連生</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お借入が夫婦での連帯債務の場合に限り、連帯債務者の夫婦がそれぞれ債務残高全額を付保できる「夫婦連生」での取扱いとすることができます。「夫婦連生」にご加入の場合はご融資利率に年 0.35% プラスさせていただきます。（一般団信のみの取扱いとなります。）</li> </ul>
<p>15. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話 0197-23-2498、FAX 0197-25-7073）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話 03-3581-0031）第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話 03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>16. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部または全額繰上償還の場合・約定返済額を条件変更の場合は、別途手数料 5,500 円がかかります。</li> <li>・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。</li> <li>・ご不明な点については、窓口へお気軽にご相談ください。</li> </ul>